# 洋上風力発電に係る新たな環境影響評価制度について



2023年5月11日

一般社団法人 日本風力発電協会 (Japan Wind Power Association)

https://jwpa.jp



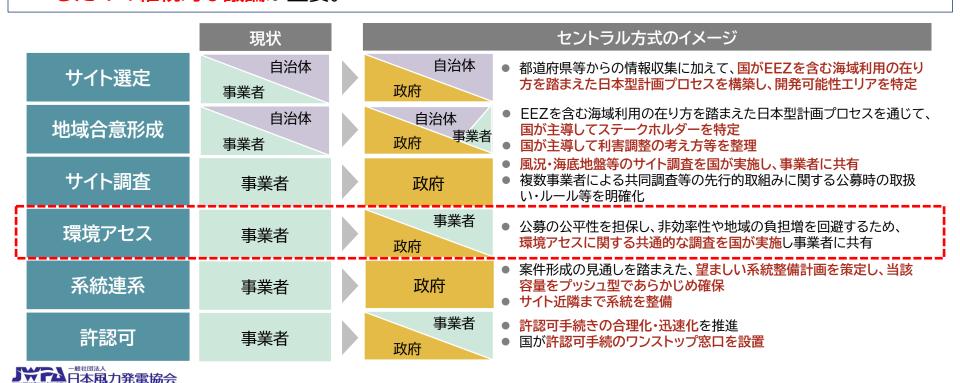
## 1. はじめに

- 令和4年度洋上風力発電の環境影響評価制度の諸課題に関する検討会では、新たな制度の 検討に際しての基本的な視点、方向性と諸論点が示された(令和5年3月付け報告)。
  https://www.env.go.jp/content/000130712.pdf
- 新たな洋上風力発電の環境影響評価制度は、以下2点の実現のために重要である。
  - ① 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、洋上風力発電の導入の円滑化を図る。
  - ② 洋上風力発電事業の実施に当たり、関係者と十分なコミュニケーションを図ったうえで、適正な環境配慮が確保された事業計画とすることを担保することにより、当該事業に対する理解醸成に寄与し、洋上風力発電の受容性を高めることに資する。
- 「新たな制度の方向性①~⑦」(報告p.19-20)について、JWPAとして異論を唱えるものではないが、具体的な制度設計に際しては、特に、以下の3点を重視すべきと考えている。
  - ① 再エネ海域利用法に基づく海域指定及び事業者選定プロセスと整合する制度の確立
  - ②日本版セントラル方式の早期確立、環境影響評価制度の更なる合理化の追求
  - ③ 領海及び排他的経済水域(EEZ)における洋上風力発電に係る共通の制度の整備
- JWPAとしては、オランダにおける環境影響評価制度(セントラル方式)が最も適当であると認識していることから、「新たな環境アセス制度について(まとめ)」(報告p.37)は首肯しうるものの、その在り方(日本版セントラル方式)に関する実務上の懸念点等につき、以下JWPAとして意見を申し述べる。



### 2. 実効性の高い日本版セントラル方式の早期導入と更なる合理化

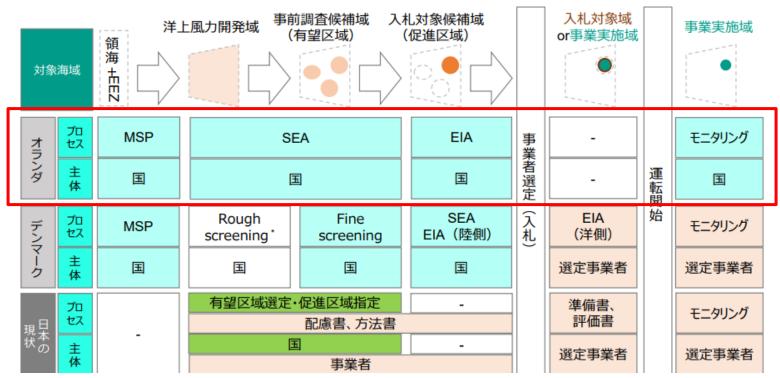
- 現行制度下で、2040年30~45GWの洋上風力導入目標を達成するためには、2030年以降、現状(1GW/年)の2~3.5倍(2~3.5GW/年)の案件形成が必要であり、そのためには、案件形成の加速化と開発期間の短縮化、国内産業基盤の整備が必須。
- 事業開発プロセス全体の合理化と事業リスク低減を実現する、実効性の高い日本版セントラル方式の早期導入が不可欠。さらに、今後のEEZへの展開やウィンドファームの大型化等を見据え、国によるおおまかなスクリーニング・候補海域の選定と、選定事業者による詳細調査と開発海域の絞り込みを組み合わせた方式等、既存の制度に固執することなく、その有効性、合理性を高めるための継続的な議論が重要。



## 3. オランダにおける環境影響評価制度

- オランダでは、国が主体となり、環境影響に係る手続(SEA、EIA及びモニタリング)を一元的に 実施している(令和4年度検討会の報告p.11-13)。
- 複数のシナリオを想定し、選定事業者による追加の現地調査は不要。基本的に想定された事業 諸元の範囲において、選定事業者が自由に設計することが可能となっている。

#### <現状のオランダ、デンマーク、日本における事業実施区域選定のプロセス>



(注記) MSP(Marine Spatial Planning):海洋空間計画 / SEA(Strategic Environmental Assessment):戦略的環境影響評価 / EIA(Environmental Impact Assessment)



## 4. 新たな環境影響評価制度のイメージ

ー般社団法人 Japan Wind Power Association 日本風力発電協会

入札対象域 事前調査候補域 入札対象候補域 洋上風力開発域 事業実施域 (有望区域) (促進区域) or 事業実施域 対象海域 領海 + **EEZ** 【複数海域を含めた広いエリアでの実施 区域の整理 再エネ海域利用法 運 促 建 事業者 有望 進 協議会の 案件形成 | にある区域||定の準備段階 開 設 区 事業者 事業計画認定 (都道府県からの 設置・議論、 区域整 域 情報提供) 公募 海域占用許可 国による 選 稼 指 国による情報収集 詳細調查 定 事 理 定 働 環境影響が 区域選定における アセスメント 現地調查 モニタリング 懸念される項目の 国(環境省 環境配慮手続き の設計 洗い出し・重み付け 予測 新たな環境影響評価制度 洗い出し 現地 文献 設計 【モニタリング結果を 調査 調査 評価 重み付け 設計・予測・評価へ モニタリング フィードバック】 事業計画・諸元 者や利害関係 アセスメント 事 事業者 者の意見を予 の実施 業者選定 め聴取し、より 【調査仕様の情報提供を実施し、 国⇒事業者 適当な調査仕 予測 業者選定後の審議会等からの への引継ぎ 意見に起因する追加調査・再調査 評価 の発生(=手戻り)を回避】 多様な関係者とのコミュニケーション(行政・市民・NGO・有識者・事業開発関係者など)

出典: 「令和4年度洋上風力発電の環境影響評価制度の諸課題に関する検討会の報告(令和5年3月)」に基づいてJWPA作成

## 5. 新たな環境影響評価制度の検討に際しての留意点

- 新たな環境影響評価制度の在り方の検討に際し、現行制度における実務上の懸念や 制約を解消するためには、以下の3点を留意しながら進めることが肝要。
- 1. 複数候補海域を包含する広いエリアで一元的な環境影響評価及びモニタ リングが可能となる仕組み
  - 1-1. 複数の候補海域を包含した広いエリアでの一元的な環境アセスメント及びモニタリングの実施
  - 1-2. 国による一元的なデータ収集・知見の拡充
- 2. 手戻りが発生せず、事業者の予見性が高まる仕組み
  - 2-1. 調査仕様の公開とパブリックコンサルテーション
  - 2-2. 手続の円滑化と予見性向上に資する詳細情報の開示
  - 2-3. 調査手法・仕様の標準化
- 3. 責任の所在と役割分担が明確な仕組み
  - 3-1. 環境影響評価に係る責任の所在の明確化
  - 3-2. 適正且つ透明性の高いコスト管理



## 6. 新たな環境影響評価制度に対する意見(1/5)

- 1. 複数候補海域を包含する広いエリアで一元的な環境アセスメント及びモニタリングが可能となる仕組み
  - <u>1-1. 複数の候補海域を包含した広いエリアでの一元的な環境アセスメント及びモニタリングの実施</u>
  - ✓ 累積的・複合的な環境影響の評価を候補海域ごとに実施することは、作業に要する時間と費用の重複となり、非効率で合理的とは言えない。
  - ✓ 候補海域ごとに環境アセスメントを実施するのではなく、案件形成の初期段階から複数の候補海域を包含する広いエリアでの環境アセスメントと、広いエリア全体でのモニタリングを一元的に実施する方が合理的である。
  - 1-2. 国による一元的なデータ収集・知見の拡充
  - ✓ 事業者選定までの環境アセスメント、及びモニタリングを国が実施することにより、収集データ及び知見が各選定事業者に分散することなく、一元的に管理・拡充することが可能。
  - ✓ また、知見をフィードバックすることにより、適切なアセスメントの設計に反映することができるため、効果的なPDCAサイクルが機能しうる仕組みを構築することが重要。

## 6. 新たな環境影響評価制度に対する意見(2/5)

#### 2. 手戻りが発生せず、事業者の予見性が高まる仕組み(1/2)

#### <u>2-1. 調査仕様の公開とパブリックコンサルテーション</u>

- ✓ 調査仕様(スケジュール(調査時期・期間)、項目、範囲、回数等)の案を確定前に 公開し、事業者や利害関係者の意見を予め聴取する仕組みを組み込む等、確実 なコミュニケーション、パブリックコンサルテーションが行われる仕組みを構築す ることが重要である。
- 事業者選定後、国や都道府県の環境審議会等からの意見に起因する、事業者に よる追加調査、又は再調査の実施は大きな手戻りとなる。手戻りを回避するため、環境アセスメント及びモニタリングの設計段階までに、該当する環境審議会 等には調査の対象項目や仕様等を確実に情報提供し、意見・助言等があれば現 地調査の仕様へ適切に反映させる仕組みとすることが有効である。

#### 2-2. 手続の円滑化と予見性向上に資する詳細情報の開示

✓ 適切な環境配慮の確保及び手戻りの回避と共に、手続の引継ぎの円滑化と事業者の予見性を高める観点から、国が行う現地調査の結果や環境配慮に係る懸念事項等の詳細情報を、促進区域の指定前から事業者公募の開始までの間で、事業者や利害関係者に対して適時開示する仕組みを構築することも重要である。

## 6. 新たな環境影響評価制度に対する意見(3/5)

#### 2. 手戻りが発生せず、事業者の予見性が高まる仕組み(2/2)

#### 2-3. 調査手法・仕様の標準化

- ✓ 洋上風力の環境アセスメントは、陸上風力とは異なる制約(文献調査等の既存情報の不足、船舶調査の実施に係る制約、調査スキルを有する人材の不足等)があり、現地調査、環境影響の予測及び評価についての不確実性が高い。これは、モニタリングについても同様であると思料。
- ✓ これら制約を軽減・解消するためには、事前の現地調査と事後のモニタリングにおける調査手法や考え方(例:海洋生物への工事騒音に関する保全措置メニュー等)を整理し、技術手法ガイドとして取りまとめて公開することが有効である。標準的な項目・手法を示すことにより、効果的且つ効率的な環境アセスメント及びモニタリングの実現が期待できる。



## 6. 新たな環境影響評価制度に対する意見(4/5)

#### 3. 責任の所在と役割分担が明確な仕組み

#### 3-1. 環境影響評価に係る責任の所在の明確化

- ✓ 海洋アセスメントの実施は、国際法上の国の責務「国連海洋法条約(UNCLOS) 上においては、領海かEEZかを問わず、海洋環境を保護し、保全する義務及び 環境影響評価を実施する義務が締約国に課せられている。」(報告書p.18)で ある。
- ✓ 事業者選定前までの環境アセスメント、モニタリングと、広範囲なデータの収集・ 管理を実施し、継続的に公表するデータ等を国民が活用することを踏まえれば、 そのデータ等は国が所有・管理することが適当と考える。
- ✓ 一方、新たな制度では、国によるアセスメントの設計、現地調査のデータが原因で全体工程に手戻り又は遅延が発生した場合等において、事業者が負担する責任の範囲を明確化することが重要である。

#### <u>3-2. 適正且つ透明性の高いコスト管理</u>

✓ 国が現地調査を実施する場合、低コストで実施することのインセンティブが働かず、調査コストの増大が懸念される。民間事業者の調査コストの把握や調査コストの上限設定など、適正且つ透明性の高いコスト管理が重要である。



## 6. 新たな環境影響評価制度に対する意見(5/5)

#### 4. その他

#### 4-1. 適切な経過措置

✓ 新たな環境影響評価制度導入時において、既に事業者が配慮書や方法書の 手続に着手している海域では、適切な経過措置が必要である。

#### 4-2. 柔軟な制度設計

✓ 新たな制度の運用開始以降も、新たなデータや知見等を継続して収集・拡充 することが重要であり、それらに基づきファインチューニングしていけるよう な柔軟性を持たせた制度設計とすることが必要と思料。

#### 4-3. EEZへの展開

✓ 今後はEEZへの展開も想定されるため、EEZにおいても事業者の予見可能性と環境配慮の質が確保され、混乱が生じないような制度を措置することが重要である。

